

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

【第1問】 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】

2023年8月12日午後8時ころ、豊中市内のT時計店に目出し帽の2人の男が押し入り、そのうちの1人が持っていたバールのような金属棒で陳列ケースのガラスを割り始めた。これに驚いて店の奥に逃げようとした店員は転倒し、頭を打って動けなくなった。犯人は、陳列ケース内の商品（販売価格で約500万円相当）を手当たり次第にカバンに入れ、店の前に停めた黒のワゴン車に乗って逃走した。

この事件について豊中警察署は強盗致傷事件として捜査を開始し、現場付近から逃走した車が写っているビデオカメラの映像を収集して分析した。これにより、逃走に使用された車と思われる黒いワゴン車のナンバーが判明し、この車が箕面市内のX工務店のものであることが確認できた。そこで、豊中警察署では、罪名を強盗致傷、被疑者を「不詳」、捜索すべき場所を「X工務店事務所及び付属する駐車場」、差し押えるべき物を「本件強盗事件に用いられたバール様のもの、T時計店から強取された時計・貴金属類、逃走に使用された車両、並びに本件強盗事件に関連すると思料される文書及び物件」とする捜索差押許可状の発付を裁判官に請求し、その発付を得た。

8月13日午後2時ころ、Pら警察官がX工務店を訪ねたところ、駐車場には逃走車両とナンバーが一致する黒のワゴン車が停まっていたものの、事務所には「8月11日から15日までお盆休みをいただいています。」という張り紙があり、事務所は無人であった。そこで、Pは張り紙に書かれていた緊急連絡先の番号に電話をかけ、経営者のXを事務所に呼び出した。午後2時30分頃に事務所に来たXは、Pから工務店の車が強盗事件に使われた、と伝えられ、令状を呈示されると、「現場を休んでいるので、車は10日の夜から使っていない。」と説明した。しかし、ワゴン車のキーは、事務所の壁に掛けてあり、社員の誰かが休み中に車を使うことは可能であったことが分かった。

Pらは、Xを立会人としてワゴン車の内部、及び事務所内を捜索し、ワゴン車の中から長さ1メートルの鉄製のバール、事務所内からX工務店の出納書類、従業員名簿、及び従業員の写真付きの履歴書を含む人事関係書類を発見して、ワゴン車とともにこれらすべてを差し押えた。

【設問】

上記【事例】中のX工務店における捜索及び差押えについて、その適法性を検討しなさい。

【第2問】 次の①～③の用語について、関連する刑事訴訟法の条文に言及しつつ、簡潔に説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 勾留質問
- ② 冒頭陳述
- ③ 不起訴約束による自白